

令和2年7月30日

学生・教職員各位

国際戦略本部

在留資格を有する外国人の再入国手続きについて

【海外に滞在中の在留資格を持つ外国人留学生・研究者の方へ】

1. 在留資格を有する外国人の再入国について

現在、水際措置の強化にかかる措置として、入国拒否対象地域に14日以内に滞在した外国人については特段の事情がない限り入国拒否の対象となっていますが、7月29日付の政府決定で、入国拒否対象地域指定以前に我が国を出国した再入国許可保持者は、8月5日より本邦への再入国が認められることとなります。ただし、入国拒否地域指定後に日本を出国した者で、特段の事情にあたらぬ者は再入国が認められません。入国拒否地域の指定日が分からない場合は、以下のウェブページや在外公館に確認してください。

○法務省 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

2. 再入国の手続き

再入国に際しては、以下の手続きが必要です。

- (1) 居住国に所在する日本国大使館/総領事館（在外公館）において「**再入国関連書類提出確認書**（以下、「確認書」という。）」の発給を受けてください。

※確認書については、7月29日より各在外公館において申請受付を開始していますが、**先着順で受付・発給されておりますので、再入国を希望する方は、可及的速やかに確認書の申請を行ってください。**

- (2) 日本入国（搭乗予定航空便の出発時刻）前72時間以内に受けた**PCR検査の「検査証明」**の提示が必要となります。

※お住まいの国で、無症状の方への検査を行わない方針をとっている場合には、検査結果を入手できる国・地域に一旦赴き、そこで出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前72時間以内のPCR検査証明を取得していただくこととなります。ご自身で探すのが難しい場合は、現地の関係機関や在外公館に相談してください。

詳細については、以下の通知をご確認ください。

○外務省 再入国の際に必要な手続・書類等

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

（英語）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

3. 日本に入国後の水際対策について

日本への入国にあたっては、以下のとおり水際対策が実施されています。事前に必ず14日間の待機場所とそちらへの移動手段を確保してください。

- ・ 空港でのPCR検査等
- ・ 14日間の自宅等における待機
- ・ 公共交通機関（国内便、新幹線、電車、バス、タクシー等含む）を使用しないこと。

※空港から自宅・ホテル等への移動手段は、マイカーもしくはレンタカーのみとなります。これらの交通手段が確保できない場合は、空港付近で14日間待機することが要請されます。

※詳細については、下記リンクを御参照ください。

○外務省

在留資格を有する外国人の再入国について

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html

（英語）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html

再入国の際に必要な手続・書類等（再掲）

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

（英語）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

在留資格を有する外国人の再入国及びタイ・ベトナムとの間の「レジデンストラック」について

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000446.html

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

（外国人の方が利用される際の査証・再入国関連書類提出確認書の申請について）

（日本語）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

○厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関するQ&A

（日本語）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

（英語）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00003.html#Q1-1

○法務省 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について（再掲）

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

○首相官邸 新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

【外国人留学生・研究者担当教職員の方へ】

在留資格・再入国許可を有する一時出国中の外国人留学生・研究者の再入国に関する上記通知内容をご確認の上、担当の外国人留学生・研究者と密に連絡を取っていただき、入国後の検疫措置を含め、サポートが必要な学生・研究者への対応についてご協力をお願いいたします。

また、大学における感染症拡大防止策への対応については、引き続き徹底して努めていただきますようよろしくお願いいたします。